

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【選挙管理委員会】

- 岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行
- 選挙会の日時及び場所
- 投票用紙の様式
- 選挙長及びその職務代理者の選任
- 選挙長の事務を行う場所
- 選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじを行う日時及び場所

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県選管告示第五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第二項の規定により、岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙を次のとおり執行する。

平成三十年十月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙期日 平成三十年十一月一日
- 二 選挙すべき委員の数 一人

◎岡山県選管告示第五十八号

平成三十年十一月一日執行の岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成三十年十月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一日時 平成三十年十一月二日 午後二時  
二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階第三会議室

◎岡山県選管告示第五十九号

平成三十年十一月一日執行の岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成三十年十月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 平成三十年執行岡山海区<br>漁業調整委員会委員補欠選挙投票 |   |
| 岡山県選挙管理委員会之印                   |   |
| ○注意                            | 一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。<br>二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。 |
| 候補者氏名<br>（名称）                  |   |

備考

- 一 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 二 紙の色はうす水色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第六十号

平成三十年十一月一日執行の岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成三十年十月二十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

選挙長 岡山市南区小串三五八番地 藤澤正直

職務代理者 岡山市南区小串二〇九四番地一三 竹原正美

◎岡山海補選告示第一号

平成三十年十一月一日執行の岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成三十年十月二十三日

岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙

選挙長 藤 正 直

一 平成三十年十月二十三日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階第三会議室

二 平成三十年十月二十四日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階選挙管理委員会委員室

# 平成30年10月23日 岡山県公報 号外

## ◎岡山海補選告示第二号

平成三十年十一月一日執行の岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会に  
関し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじを行う日時及び  
場所を次のとおり定めた。

平成三十年十月二十三日

岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙

選挙長 藤 正 直

一 日 時 平成三十年十月二十九日 午後六時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階選挙管理委員会委員室